

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年4月10日

【会社名】 モリト株式会社

【英訳名】 MORITO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 與田 邦男

【本店の所在の場所】 大阪府中央区南本町4丁目2番4号

【電話番号】 06-6252-3551

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理統轄本部長 一坪 隆紀

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区南本町4丁目2番4号

【電話番号】 06-6252-3551

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理統轄本部長 一坪 隆紀

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 153,076,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 モリト株式会社 東京事業所
(東京都台東区駒形2丁目4番8号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	196,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成25年4月10日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	196,000株	153,076,000	
一般募集			
計（総発行株式）	196,000株	153,076,000	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
781		100株	平成25年4月30日（火）		平成25年4月30日（火）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
モリト株式会社 総務経理部	大阪府大阪市中央区南本町4丁目2番4号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 船場支店	大阪府大阪市中央区本町3丁目4番8号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
153,076,000	76,000	153,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分により増加する上記差引手取概算額153,000,000円については、全額を運転資金として充当する予定です。
なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーズ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 前田 仁
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成25年4月10日現在のものです。

株式給付信託（J-ESOP）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の従業員等に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

(1) 概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

当社は、「株式給付規程（注1）」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、「株式給付規程」に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

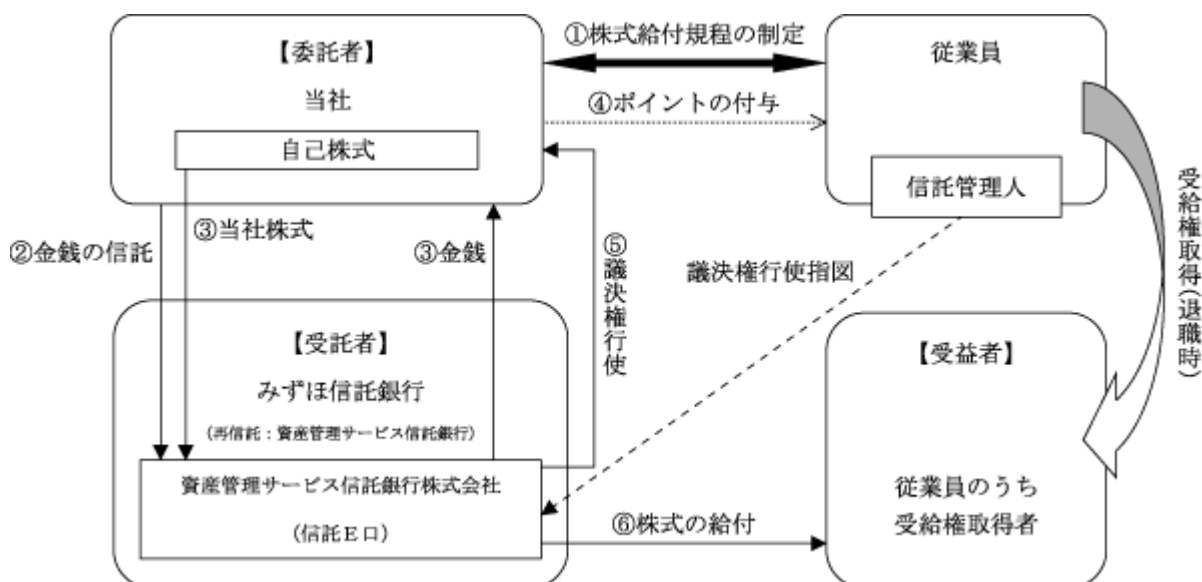
本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人及び受益者代理人（注2）は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン（注3）」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

- (注) 1. 株式給付規程とは、当社と従業員との間で締結する規程のことで、当社が従業員個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する旨を明記しております。
2. 信託管理人は、株式給付信託契約に付随する「信託管理人ガイドライン」に基づき、委託者の判断、意思とは独立して受給予定者である従業員のために意思決定を行い、その権利を行使する義務を負います。なお信託管理人は、受益者（受給権取得者）が存在することになった期間において、すべての受益者を代理する受益者代理人となります。
3. 信託管理人ガイドラインには、信託管理人及び受益者代理人が遵守すべき行動指針を明記しております。

(2) 受益者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

< 株式給付信託の概要 >



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との間の関係 株式給付信託（J-ESOP）の内容(1)概要」に記載しましたとおり、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との運動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお本制度においては、「株式給付信託（J-ESOP）の内容(1)概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社（再受託者先：資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)（注））を当社が割当予定先として選定したものです。

（注）割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。

d 割り当てしようとする株式の数

196,000株

e 株券等の保有方針

割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成25年4月30日）より2年間に於いて、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払い込みに要する資金等の状況

処分先の払い込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。

当社からの当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人及び受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、現在又は過去において当社の役員の2親等内の家族ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」（注）に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。また、当社は、その旨の確認書を、株式会社大阪証券取引所に提出しております。

（注）信託財産管理処分方針書は、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産について、受託者である信託銀行が管理・処分をしていくにあたり、株式給付信託契約および行動指針の概要について明記し、当社に提出する方針書であります。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

1株あたりの払込金額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前1ヵ月間（平成25年3月10日から平成25年4月9日まで）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値平均である781円（円未満切捨）といたしました。取締役会決議日の直前1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直前1ヵ月としたのは、直前3ヵ月、直前6ヶ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお1株あたりの払込金額781円については、取締役会決議日の直前営業日の終値785円に対して99.49%乗じた額であり、取締役会決議日の直前3ヵ月間の終値平均774円（円未満切捨）に対して100.90%乗じた額であり、あるいは同直前6ヵ月間の終値平均758円（円未満切捨）に対して103.03%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

また、上記1株あたりの払込金額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員（うち2名は社外監査役）が、特に有利な発行には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に当社従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、発行済株式総数に対し1.27%（小数点第3位を四捨五入、平成24年11月30日現在の総議決権数14,431個に対する割合1.36%）となりますが、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられにくく、よって、株式給付信託（J-E S O P）導入に伴う本自己株式処分による希薄化の規模については合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
モリト共栄会	大阪府中央区南本町 4丁目2番4号	1,324	9.17	1,324	9.05
株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津 1621番地	1,162	8.05	1,162	7.94
明治安田生命保険相 互会社	東京都千代田区丸の 内2丁目1番1号	900	6.24	900	6.15
カネエム工業株式会 社	大阪府八尾市泉町1 丁目93番地	891	6.17	891	6.09
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸 町1丁目1番5号	723	5.01	723	4.94
モリト社員持株会	大阪府中央区南本町 4丁目2番4号	498	3.45	498	3.40
株式会社卑弥呼	東京都渋谷区神宮前 6丁目17番10号	472	3.27	472	3.23
粟根宏明	奈良県奈良市	315	2.18	315	2.15
山口光弘	兵庫県西宮市	314	2.18	314	2.15
山口君子	兵庫県西宮市	275	1.91	275	1.88
計		6,874	47.63	6,874	46.70

(注) 1.平成24年11月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております(割合は小数点以下第3位を四捨五入)。

2.上記のほか、当社所有の自己株式が914千株(平成24年11月30日現在)あります。割当によって資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式は196千株(割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合1.34%)となり、当社所有の自己株式は割当後718千株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第75期）に記載の「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成25年4月10日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第75期事業年度）の提出日（平成25年2月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年4月10日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

[平成25年3月4日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成25年2月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年2月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金8円50銭 総額123,130,932円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年2月28日

第2号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名に対し、役員賞与総額22,000,000円を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会に一任。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	11,012	6	0	(注)	可決 82.58
第2号議案 役員賞与支給の件	11,010	8	0	(注)	可決 82.57

(注) 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第3 最近の業績の概要について

平成25年4月10日開催の取締役会において決議された第76期第1四半期連結会計期間（自平成24年12月1日 至平成25年2月28日）及び第76期第1四半期連結累計期間（自平成24年12月1日 至平成25年2月28日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

この四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

[次へ](#)

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,566,776	6,285,980
受取手形及び売掛金	8,879,237	8,420,659
たな卸資産	3,153,391	3,434,075
その他	709,453	831,869
貸倒引当金	39,014	32,421
流動資産合計	19,269,844	18,940,163
固定資産		
有形固定資産		
土地	5,973,590	6,123,590
その他（純額）	2,482,710	2,582,567
有形固定資産合計	8,456,300	8,706,157
無形固定資産	284,937	313,797
投資その他の資産		
投資有価証券	3,787,721	4,349,022
その他	1,105,367	1,131,071
貸倒引当金	126,779	121,944
投資その他の資産合計	4,766,309	5,358,149
固定資産合計	13,507,547	14,378,103
資産合計	32,777,391	33,318,267
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,548,364	3,479,018
短期借入金	350,000	350,000
未払法人税等	356,810	189,616
賞与引当金	107,103	184,364
役員賞与引当金	30,400	9,305
その他	1,091,116	725,303
流動負債合計	5,483,795	4,937,606
固定負債		
退職給付引当金	784,458	774,683
役員退職慰労引当金	157,687	163,215
その他	1,462,385	1,661,045
固定負債合計	2,404,531	2,598,945
負債合計	7,888,327	7,536,551

	前連結会計年度 (平成24年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,532,492	3,532,492
資本剰余金	3,386,004	3,386,004
利益剰余金	19,683,405	19,749,477
自己株式	672,472	672,546
株主資本合計	25,929,429	25,995,427
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	624,833	1,011,224
繰延ヘッジ損益	-	1,199
土地再評価差額金	714,198	714,198
為替換算調整勘定	950,999	509,538
その他の包括利益累計額合計	1,040,365	213,712
少数株主持分	-	-
純資産合計	24,889,064	25,781,715
負債純資産合計	32,777,391	33,318,267

[次へ](#)

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年2月29日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)
売上高	7,494,735	7,187,227
売上原価	5,548,616	5,306,527
売上総利益	1,946,119	1,880,700
販売費及び一般管理費	1,649,888	1,713,722
営業利益	296,231	166,977
営業外収益		
受取利息	4,577	5,575
受取配当金	16,730	18,196
不動産賃貸料	15,453	22,075
為替差益	23,286	126,442
その他	16,635	25,081
営業外収益合計	76,683	197,371
営業外費用		
支払利息	934	1,054
売上割引	25,657	25,133
持分法による投資損失	13,486	21,936
その他	9,748	11,724
営業外費用合計	49,827	59,848
経常利益	323,086	304,500
特別利益		
固定資産売却益	375	216
特別利益合計	375	216
特別損失		
固定資産除却損	2,898	804
特別損失合計	2,898	804
税金等調整前四半期純利益	320,563	303,912
法人税、住民税及び事業税	171,313	143,066
法人税等調整額	33,202	28,357
法人税等合計	138,111	114,708
少数株主損益調整前四半期純利益	182,452	189,203
少数株主利益	1,450	-
四半期純利益	181,001	189,203

[前へ](#) [次へ](#)

四半期連結包括利益計算書
第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年2月29日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)
少数株主損益調整前四半期純利益	182,452	189,203
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	242,257	386,391
繰延ヘッジ損益	-	1,199
土地再評価差額金	125,668	-
為替換算調整勘定	44,971	441,461
その他の包括利益合計	412,897	826,652
四半期包括利益	595,349	1,015,856
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	593,906	1,015,856
少数株主に係る四半期包括利益	1,443	-

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 継続企業の前提に関する注記

当第1四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年2月28日)

該当事項はありません。

(4) セグメント情報等

前第1四半期連結累計期間(自平成23年12月1日至平成24年2月29日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	日本	アジア	欧米	計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,056,684	1,062,068	375,982	7,494,735		7,494,735
セグメント間の内部売上高 又は振替高	518,297	343,250	2,318	863,866	863,866	
計	6,574,982	1,405,319	378,300	8,358,602	863,866	7,494,735
セグメント利益	253,123	113,113	7,835	374,071	77,840	296,231

(注) 1 セグメント利益の調整額 77,840千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 74,103千円、その他 3,736千円が含まれております。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	日本	アジア	欧米	計		
売上高						
外部顧客への売上高	5,693,704	1,103,545	389,977	7,187,227		7,187,227
セグメント間の内部売上高 又は振替高	436,977	410,594	1,654	849,226	849,226	
計	6,130,682	1,514,140	391,631	8,036,454	849,226	7,187,227
セグメント利益又は損失()	174,626	83,119	17,482	240,263	73,285	166,977

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 73,285千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 70,087千円、その他 3,197千円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(5) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

当第1四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年2月28日)

該当事項はありません。

[前へ](#)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第75期)	自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日	平成25年2月28日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年2月15日

モリト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 一二三

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモリト株式会社の平成23年12月1日から平成24年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリト株式会社及び連結子会社の平成24年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、モリト株式会社の平成24年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、モリト株式会社が平成24年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年2月15日

モリト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 一二三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモリト株式会社の平成23年12月1日から平成24年11月30日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリト株式会社の平成24年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。